資料3

個別ヒアリングの結果について

（公共発注者・許可行政庁）

ヒアリング対象・項目（公共発注者・許可行政庁）

国土交通省

■対象

公共発注者かつ許可行政庁という立場の地方公共団体（関東地方・A県、中国地方・B県）に対して、**事務局が直接ヒアリング**を実施

■ヒアリング項目

1．現行の評価制度（課題や改善すべきと考えられる点について）

（1）経営事項審査

（2）見える化評価制度

（3）建設業許可

2．企業評価に対するニーズ等について

（1）現状

（2）評価の対象

（3）評価の項目

（4）活用促進

3．その他

１．現行の評価制度
（課題や改善すべきと考えられる点について）

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 制度目的

- 「格付けに利用するための全国統一の客観的な物差し」という趣旨目的やその重要性について、どのように考えていますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 公平な一般競争入札を行うに当たり、**全国統一の客観的な物差しとして経営事項審査を活用することは非常に重要**である。

［中国地方・B県］

- 客観的な評価を行うためには、**全国統一の指標が必要**である。その指標を基本としつつ、**各自治体が地域の実情に応じ、競争入札参加資格審査における主観点や総合評価方式の評価基準等を設けることが適当**である。

1.（1）経営事項審査

■ 審査項目やウェイト

- XYZWという構成、総合点を出すというやり方、項目間のウェイトについて特に見直すべき点はないでしょうか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- **<u>構成や総合点を出すやり方については妥当</u>**と考える。
- **<u>W点は</u>**、経営事項審査の評価項目の中でも**<u>企業ごとの特色を反映しやすい項目</u>**であるため、各企業の特色をより重視する観点から、**<u>ウェイトを高めることも一案</u>**と考える。W点のウェイトについて、具体的に何%まで引き上げるべきかという数値的な考えはない。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 個別の評価項目
- 実態・実情にそぐわないなど、見直すべき項目はありますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 個別の評価項目について、**社会性の部分は大企業向けの項目が多い印象**であり、中小企業向けの項目も増やすべきではないか。

［中国地方・B県］

- 経営事項審査の項目については、**一定期間が経過して広く浸透したものを見直し、今日的な課題への対応が必要な項目を盛り込む必要**がある。例えば、ISO9001等は過去には県独自の評価でも採用していたが、普及状況を踏まえれば、評価項目としての役割を改めて検討する余地がある。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ Wの位置づけ
- 「その他」という位置づけやウェイトについてのご意見があればご回答ください（もっと評価すべき／このままで良い／独立して活用すべき　など）

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 例えば、**えるぼし等の認定制度については、中小企業で取得している企業が非常に少なく**、審査実務においても該当企業がほとんど見られない。**取得企業と非取得企業の差は生じる**ものの、大企業と中小企業の差が極端になりやすく、**中小企業同士の特色や取組状況を十分に差別化できていない印象がある。**
- CCUSの就業履歴蓄積に係る評価項目については、審査対象となる企業の中で該当する企業がほとんど見られない。
- **研究開発に係る評価項目**については、担当してから約3年間、**該当する企業を見たことがない**。一方、ISO認証については、一定数の該当企業が見られる。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 昨今の改正事項（特にW点）に対する認知度や新規項目に対する受け止め

- 新規項目について、どの程度建設企業に認知されていると考えていますか。（一部の企業のみ／内容は多くの企業に知られている　など）
- 新規項目について、建設企業として加点を受けようというマインドになっていると考えていますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- W点の評価項目の改正については、県のホームページ等で周知しているものの、旧様式で申請する企業や、新たな評価項目の内容を十分に理解していない企業が見られることから、**認知が十分に浸透していない**と考える。
- 一方、新規項目の内容について県に問い合わせる企業もあり、**制度を認知している企業は、加点につながるのであれば新たな取組を実施しようとする意欲を有している印象**である。問い合わせる企業には、必ずしも大手企業や知名度の高い企業だけでなく、比較的小規模な企業も含まれているため、企業規模そのものよりも、**制度や評価項目を認知しているか否かが重要**であると考える。

［中国地方・B県］

- 新規項目については、建設業協会等の業界団体を通じて周知している。ただし、**団体への加盟企業と非加盟企業では、得られる情報量に差がある**と考える。
- 制度に関心を持つ企業は大手企業に限らず、中小企業からも問い合わせがある。直ちに対応できる項目かどうかにもよるが、加点につながるのであれば、企業は対応を検討すると考える。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 手続き

- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。
- 経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手　など）。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 経営事項審査は予約制としており、紙申請については1日当たりの審査件数に上限を設けている。入札参加資格審査の申請時期と重なる秋頃に申請が集中する一方、春先は申請件数が少ない傾向にある。申請件数の平準化が望ましいものの、企業ごとの決算期にも左右されるため、対応は容易ではない。
- 電子申請については予約不要で受け付けており、紙申請の予約が取りづらい場合には電子申請を利用するよう案内している。しかし、実際の利用率は全体の約1割にとどまっている。
- 電子申請を利用しない理由として、IDの取得手続きが煩雑であることや、行政書士が代理申請する際の委任状の作成が負担となることが挙げられる。これらの手続き上の負担から、紙申請の方が容易であると考える企業もある。

1.（1）経営事項審査

国土交通省

■ 手続き
- 申請又は審査における課題はありますか。
- 電子申請の利用状況についてご回答ください（利用しているかどうか、利用しない理由など）。
- 不要と思われる書類の有無など合理化が必要な点はありますか。
- 経営統合等を行った場合に決算期を待たず経営事項審査を受けられる仕組み（特殊経審）についてのご意見があればご回答ください（使い勝手　など）。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］（続き）

- 防災協定書など前年と同様でなおかつ変更がほとんどない項目については、一部書類の提出を不要としてもいいと考えられる。
- 特殊経審については、受けられること自体はいいことだが内容が複雑になっており、申請者も審査する側も苦労している。

［中国地方・B県］

- 申請又は審査について、特段の課題は把握していない。県内では年間約1,000件の経営事項審査申請があり、電子申請は約2割である。年1回の手続であるため、従来の紙申請の方が見やすく、取り組みやすいと考える企業が多いと想定される。
- 県内企業は首都圏の大企業に比べて技術者が多くないため、多数の情報を一人ずつ入力することによる負担が大きな課題となっている状況は把握していない。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 認知度や活用状況

- 制度について、どの程度認知されているとお考えでしょうか。
- 制度の活用状況について、見える化された情報を活用しているというケースを把握されていますか。どのようなケースで活用されていますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 県の発注担当者の間でも、**専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を認知している職員は少ない**。**発注者は基本的に元請企業と契約し、下請企業の選定に直接関与しない**ことも、制度の認知度が低い背景の一つと考える。
- CCUSについては、建設業振興基金や国交省からの説明資料等を通じて制度を学ぶ機会があり、技能者個人の能力評価やレベル判定については説明としてよく見る一方で、**専門工事企業の見える化評価制度については、あまり印象に残っておらず、CCUSと一体的な制度として十分に周知されていない印象**である。

［中国地方・B県］

- 専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度については、**今回のヒアリングまで認知しておらず**、**活用されているという話も聞いていない**。
- CCUS（建設キャリアアップシステム）自体について説明を受ける機会はあるが、その際も、技能者個人の能力評価に関する内容は含まれているが、**企業の見える化評価制度について説明を受けたことはない**。

1.（2）見える化評価制度

国土交通省

■ 制度へのニーズや関心

- 元請企業や一次下請企業という立場から、専門工事企業を評価する仕組みについて、活用のニーズや関心がありますか。
- ニーズや関心がある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 専門工事業者の受注機会拡大につながる制度設計（別制度との連携等）が出来れば評価を受ける企業の増加につながると思われるが、基本的に発注者（官）が下請企業の選定に関与することはできないことから、発注者としてのインセンティブの付与は非常に難しい。
- 県発注工事では、一部の総合評価方式において、県内企業を下請企業として活用する場合に加点する仕組みを設けている。これは、条例等を背景として、県内企業の振興に努めているものである。

［中国地方・B県］

- 県発注工事では下請次数を一律に制限していない。地元企業の活用については、官公需の観点から、基本的に県内で対応できるものは県内企業を活用する考え方である。
- 主観点や総合評価方式において、下請企業の評価結果を確認する項目は設けていない。
- 見える化評価を受けた企業が十分に存在し、複数の候補企業から選択できる状況であれば、評価の高い企業を活用することは考えられる。一方、県内は事務所の管内ごとに企業数や選択肢が異なり、下請企業を選べる地域と選べない地域があるため、評価を受けた企業の活用を義務付けることは難しいのではないかと考える。

1.（2）見える化評価制度

■ 活用に向けた課題
- 見える化評価を受ける企業を増やすためにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。
- 見える化された情報が利用されるようにするにはどのような取組や措置が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 県発注工事では、**一部の総合評価方式において、県内企業を下請企業として活用する場合に加点する仕組み**を設けている。これは、条例等を背景として、県内企業の振興に努めているものである。（※再掲※）
- 一方、下請企業の技術力や表彰実績、認定制度の取得状況等を評価する仕組みは設けていない。**県内企業の活用を評価する場合には、県内産業の振興という政策目的があるため対外的に説明しやすい**が、**特定の評価を受けた専門工事企業の活用を加点対象とする場合には、県としてその企業を優遇する政策上の理由を整理する必要**がある。また、その場合、**国のお墨付きがある評価の制度の方が整理がしやすい**（一般的に普及している制度であれば別として）。

［中国地方・B県］

- 制度を普及させるためには、専門工事業の団体だけでなく、**元請企業を含む建設業界全体への周知と理解の促進が必要**である。**業界全体の取組として広げなければ、評価制度の活用は進みにくい**。

1.（３）建設業許可

国土交通省

■ 対象工事

- 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（令和５年９月１９日）では、「（略）建設業の許可を要しない小規模工事について、それらに従事する者も含めた実態把握や適切な管理方策のあり方（略）といった事項についても、それぞれの実態把握やあるべき方向性について、今後検討を行っていくことが望ましい。」とされていますが、どのような対応策が有効と考えられますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 許可不要業者の規模やどういった規制を求められているがなど不明なことが多いため、**まずは実態把握が必要**と考える。
- 登録や届出**事務が膨大になることが想定**される中で、**どこまで意味があるのかについては疑問**を感じる。

［中国地方・B県］

- トラブル等を契機として、建築一式工事以外の工事で請負代金が500万円以上となる**無許可営業が判明し、始末書の提出を求める事案や、民間の住宅工事等で発注者と無許可業者との間にトラブルが生じる事案**がある。
- 小規模工事のみを請け負う事業者を**行政が一律に監督することは、監督側の体制上困難**である。
- **地域インフラの維持管理を担う事業者を確保する観点から、一定の水準を満たす事業者にとって、許可要件が過度な参入障壁とならないよう配慮する必要**がある。総務・経理・人事等を一人の事務担当者が担う小規模企業も多く、過度な管理要件への対応は難しい。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 要件

- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 経管の要件については、常勤というのが特に個人事業主にとって事実上難しいのではないか。
- 経営業務管理責任者が亡くなって廃業になるケースなどは実際にある。ただ、建設業法の趣旨から過分な要件ではないと考える。仮にこの要件の合理化を図るとした場合、工夫として思いつくところはない。
- 社会保険加入については、個人事業主で任意適用のところは現状ほぼ見かけない。任意の制度であり、これを必須とするのは相当ハードルが高い。
- **財産的基礎要件**については、特に金額設定の見直しは必要と感じていない。見直すのであれば、それによって建設業許可を受けられなくなる業者が出てくるため、**数値を使用した明確な理由の説明や周知の期間や方法など、理解が得られるよう丁寧に進めていただきたい**。
- **人材育成、DX推進については、許可時点でそこまで要件を課すものではない**と考える。

1.（3）建設業許可

国土交通省

■ 要件

- 建設業を取り巻く状況や今日的な課題（物価上昇、事業承継、人材育成、DX推進など）からみて、課題や改善すべき点はありますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［中国地方・B県］

- 財産的基礎要件については、新規申請時に500万円の預金残高証明書が提出されることが多いが、それだけで**実質的な財産基盤を確認できるか疑問があり、形式的な確認となっている**面がある。
- 県内の建設業者数は減少傾向にあり、500万円の財産的基礎要件で新規参入する事業者は小規模な個人事業者が中心である。**地域の担い手確保の観点から、新規参入の要件を過度に厳しくしてもらいたくないという思い**がある。

2. 企業評価に対するニーズ等について

2.（1）現状

■ 取引先（下請）や協力会社の選定

- 何を評価して取引先（下請）や協力会社を選定しているか、ご教示ください。
- 最優先されるのは価格ですか。
- 価格以外を評価している場合、何を評価していますか。
- 選定の判断に当たって、どのような情報を把握・収集していますか。
- その際、どのような手法やツールを用いていますか。どのくらい時間やコストを要していますか。
- 情報の把握や収集にあたって課題などはありますか。
- 協力会に所属している企業を優先するような社内の取り決めはありますか。
- 取引先や協力会社が社会保険未加入やコンプライアンス上問題のある企業であることが判明した場合、どのように対応していますか。
- 評価の高い専門工事企業に対して、単価で優遇するなどの措置を講じていますか。
- 現場の難易度が高い、工期が厳しいなどの条件がある場合にも、相見積もりをしますか。その場合、選定の判断に当たって最優先されるのはどのような項目ですか。

＜主なご意見＞

[関東地方・A県]

- 県発注の土木工事では、下請次数そのものに一律の制限を設けていない。一方、**一定金額以上の工事について、三次以上の下請企業を使用する場合には理由書の提出を求めている**。
- 重層下請の調査対象となる工事の大半は二次下請以内に収まっており、**三次以上の下請を必要とする工事は1割未満**である。三次以上となる場合は、**専門性の高い工事や人員の確保等、やむを得ない事情によるものが中心**である。

[中国地方・B県]

- 県は発注者として元請企業と契約する立場であり、下請企業や協力会社の選定には直接関与していない。
- 県発注工事では下請次数を一律に制限していない。**地元企業の活用については、官公需の観点から、基本的に県内で対応できるものは県内企業を活用する考え方**である。（※再掲※）

2.（2）評価の対象

国土交通省

■ 民間工事を対象とした評価について

- 現行の評価制度では、「民間工事の元請企業」を念頭においた評価制度はありませんが（建設業許可を除く）、仮に、「民間工事の元請企業を（も）対象とした評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 現時点では、民間工事を対象とした新たな企業評価制度に対する具体的なニーズを十分に把握しておらず、県として明確な活用方針を定める段階には至っていない。

［中国地方・B県］

- 県内において土木工事について民間工事のみを行う元請企業は少なく、公共工事を主要な事業とする企業が多いため、民間工事の元請企業を対象とする評価制度について具体的な活用ニーズはないのではないか。建築工事については事情が異なる可能性がある。

2.（2）評価の対象

■ 業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価について

- 現行の評価制度は、経営事項審査は公共工事の元請企業を対象とするなど、業態ごとに構築されていますが（建設業許可を除く）、仮に、「業態（元請／専門工事）を限定しない横断的な評価の仕組み」がある場合、活用のニーズがありますか。
- ニーズがある場合、どのような目的や場面で利用されることが考えられますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 技能者が減少している一方、技術者については同様の減少傾向が見られないことを踏まえると、**今後の建設業を支える専門工事企業を育成することは、行政としても重要な課題**と考える。具体的にどのような評価制度や支援策が有効かは明確ではないものの、**専門工事企業に対する何らかの政策的な働きかけは必要**ではないかと考える。

［中国地方・B県］

- 元請・下請の区分を設けず、建設企業を横断的に評価する仕組みについては、**目的や使途が明確でなければ具体的な活用イメージを持ちにくい**。一方、**公共工事・民間工事や元請・下請の別にかかわらず、地域貢献、環境活動、子育て支援等の取組を行う建設企業に公的な認証を与える**ことや、バックオフィス業務の改善等、**建設業界で先進的な取組を行う企業を評価する仕組みであれば意味があるかもしれない**。

2.（3）評価の項目

国土交通省

■ ニーズや関心のある項目とその理由や使途

- 「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」のとりまとめ（令和８年４月）では、「例えば、企業としての成長性、処遇改善の取組（賃金の水準や制度等）、労務管理や従業員教育等の企業経営に関して必要とされる能力、ＤＸ推進等の生産性向上の取組、所属する技術者の能力・実績など、新たに評価すべき項目を検討すべきである」と記載されていますが、例えば、以下のような項目（※）について公的に評価するとした場合、活用のニーズはありますか？活用する場合どのような理由や使途が想定されますか？また、具体的にどのような内容を評価することが考えられますか？

※経営事項審査において直接的な評価項目なし
①賃金の水準や制度、②経営能力、③雇用している人材（技能者・技術者）の数やレベル、
④人材育成（育成方針の有無や教育訓練の実施状況など）、⑤ＤＸ推進（DX投資やICTの活用状況など）、⑥成長性、⑦その他

＜主なご意見＞

[関東地方・A県]

- 競争入札参加資格審査において、県内企業に対して、既に県評価点（主観的評価点）として採用している項目もある。（技術者数、ICT活用工事、ASP活用工事、パートナーシップ構築宣言企業）
- ②経営能力に関し、県評価点では、経営者の能力や経営方針そのものを直接数値化して評価する項目は設けていない。
- ④人材育成に関し、人材育成そのものを直接評価する県独自の項目は限定的であるが、**働き方改革や職場環境の改善に関する県独自の制度を評価項目として採用**している。
- ⑤DX推進に関し、ICT活用工事及びASP活用工事については、基本的に実施実績の有無を評価しており、実施件数に応じた加点の差は設けていない。県評価点は、**多くの企業に新たな取組を導入してもらうことを目的としているため、まずは取組を実施したか否かを評価することが適切**と考える。**実施件数や生産性向上の効果まで審査することは、現状の資格審査の体制では難しい**。
- 生産性向上については、資格審査担当部局が独自に評価方法や施策を開発するのではなく、実際に**生産性向上施策を所管する部局が制度・評価基準等を整備**し、その取組状況を**客観的に確認できるようになった段階で、県評価点への採用を検討することが基本的な考え方**である。

2.（3）評価の項目

国土交通省

＜主なご意見＞

［中国地方・B県］

- ①から⑥までの取組は、**企業にとっていずれも重要であり、これらが充実している企業は優良な企業**であると考える。
- 一方、安定した経営を継続し、適切に工事を施工できる体制を確保することが基本であり、これらの取組を経営事項審査や許可要件として**一律に課すことは適当ではない**。行政として取組を推奨し、支援することは考えられるが、各企業の経営判断や努力に委ねるべき部分もある。
- 賃金については、一度の賃上げで終わるものではなく、その水準を継続する必要がある。企業に継続的な賃上げを求め、加点等の誘因によって一律に取り組ませる方法は適当ではない。
- **月給制への移行は望ましい方向性**と考えられるが、現在も日給制を採用する企業にはそれぞれ事情があると考えられる。**月給制を推進する場合には、日給制の企業を取り残さないための方策が必要**である。
- 県の競争入札参加資格審査における主観点では、③技術者数、④人材育成及び⑤DX推進に関する項目を一部評価している。
- 人材育成については、継続雇用、新規雇用、若年者雇用及び資格取得の状況等を評価している。
- DX推進については、今後、ICT活用工事の施工実績を主観点において評価する予定である。
- **人材育成やDX推進は全国共通の課題であり、全国統一的な評価項目とすることも考えられる**。
- **成長性の高い企業を増やすこと以上に、現在地域を支えている事業者が可能な限り長く事業を継続できなければ、地域の維持が困難**になる。このため、企業が存続できる仕組みを整え、地域で果たしている役割を適切に評価する必要がある。

2.（4）活用促進

国土交通省

■ 評価結果が広く使われるための措置

- 評価結果が建設市場や労働市場の関係者から広く使われる（参照される）ためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 企業評価の結果を公表する場合には、飲食店の口コミサイトのように、企業ごとの特色や得意分野、実際にその企業を利用した者の意見等を確認できる仕組みがあると分かりやすい。数値による評価だけでなく、**企業の具体的な特徴や利用者の評価も参照**できれば、企業を選定する際の安心感につながり、評価結果の活用も進むと考える。

［中国地方・B県］

- 評価制度の活用促進策は、**誰を評価し、誰に評価結果を伝え、どのような目的で利用するかによって異なる。**

2.（4）活用促進

国土交通省

■ 建設企業が評価を受けにくくるための措置
- 建設企業が評価を広く受けにくくるようにするためには、どのような措置が必要と考えますか。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［関東地方・A県］

- 任意で評価を受ける制度では、低い評価を受けることが企業にとって不利益となる場合、評価を受けようとする企業が増えない可能性がある。このため、企業の優劣を一律に順位付けするのではなく、**レーダーチャート等により各企業の強みや得意分野を可視化する方法**が望ましい。
- 経営事項審査のように総合点によって企業が順位付けされる仕組みと比べると、**一定の基準を満たした企業を優良企業として認定するなど、大まかな区分で評価する方法の方が、企業側にとって受け入れやすく、利用者にとっても分かりやすい可能性**がある。
- **専門工事企業に対する評価制度のインセンティブ**としては、**税制上の優遇や補助金の活用等も考えられるが、特に受注機会の拡大につながることが企業にとって重要**と考える。評価を受けることで直接的な経済的メリットが得られる仕組みが望ましい。

［中国地方・B県］

- 評価を受ける企業を増やすためには、評価を受けることによる具体的なメリットが必要である。例えば、**優良な企業について建設業許可の有効期間や手続上の負担を軽減するなど、ゴールド免許のような仕組みがあれば、企業が前向きに評価を受ける可能性**がある。
- 制度を設ける場合には、**自治体の審査事務や業務負担が増えない仕組みとする必要**がある。

3. その他

3. その他

■その他
- 評価制度全般に関するご意見があればご回答ください。

＜主なご意見＞

【公共発注者】

［中国地方・B県］

- 都市部においては民間発注工事をはじめ、大手ゼネコン等を中心とする工事が多く行われているが、地方においては地域のインフラを維持・管理するための小規模な事業が多く、技術的なこともさることながら道路や河川の維持、災害対応など、即応性を要する工事の割合が高い。（特に当県においては民間工事よりも公共工事のほうが割合は大きい）。また、地域の雇用の受け皿としても重要な役割を果たしている。
- こうした工事の担い手の確保・育成が重要であり、今後も継続的に行っていく必要があることから、災害協定や除雪契約などの取組や維持管理業務などの地域維持のための取組が十分に反映できる評価を行う必要がある。